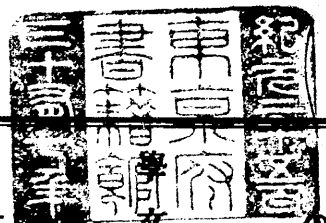




B I

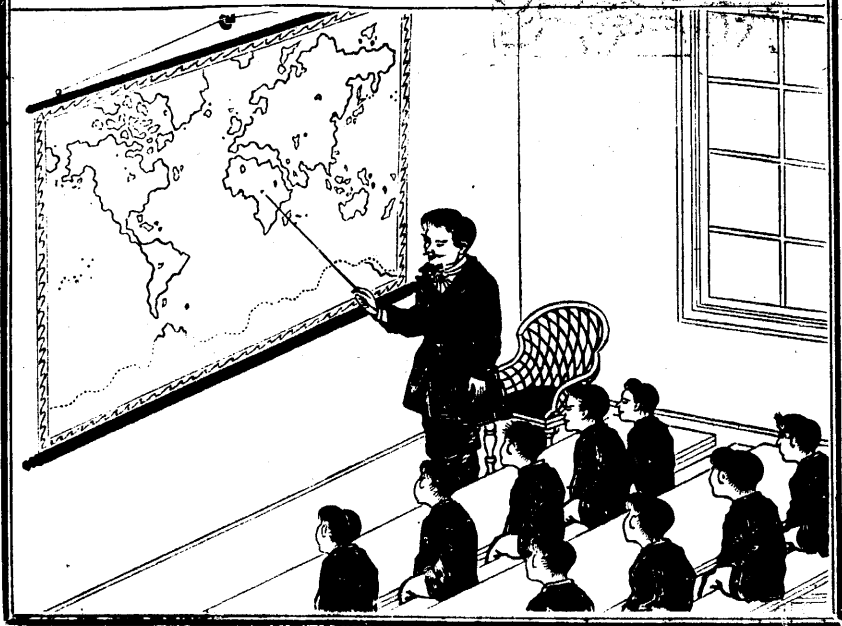
227-1





小學生徒心得
 第一條
 爲す之他か
 開き身を精
 見才藝を長し人よ
 顧らずして自營の
 道を立つるよあま
 とれば生徒たるも
 のハ第一身の行ひ
 を正しくし常ニ學業

見才藝を長し人よ
 顧らずして自營の
 道を立つるよあま
 とれば生徒たるも
 のハ第一身の行ひ
 を正しくし常ニ學業



明治十年文部省東京府

を勉勵し將來の幸福を受る様心懸ること肝
要なり

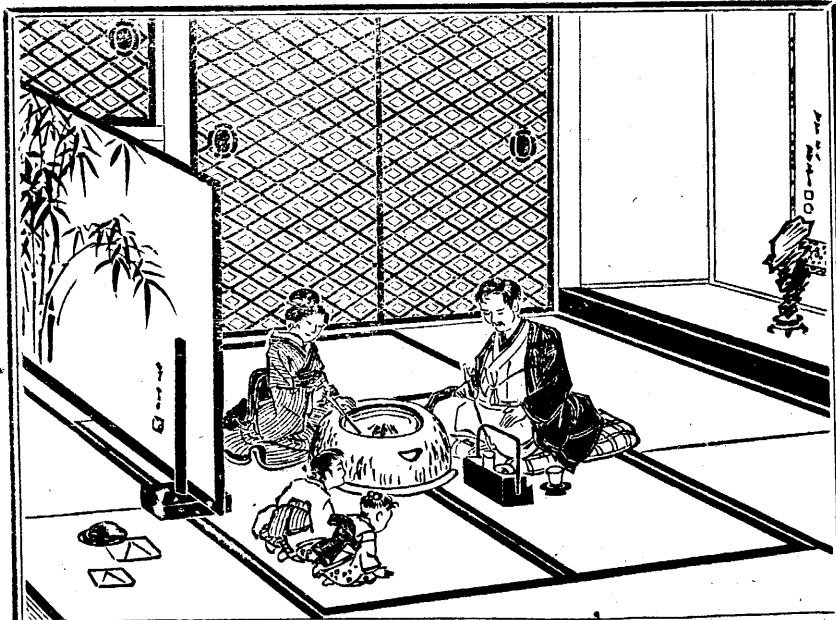
第二條

常に學止言語を慎み一意に教師の指揮に従
かひて教を受くべし苟且も粗暴の振舞を
なし他生の嘲笑をうげざる様心がくべし

第三條

教師に我に學術を授くる恩人なり常に敬禮
の意を失ふべからざ

第四條



朝ハかならざ早く
起き先つ衣服を着
替へ顔と手を洗ひ
口を嗽き髪を櫛り
而して後尊長に一
禮をあして其安否
を伺ふべし

第五條

毎朝食事終れば學
校へ出る用意をな

し教場にて用ゐるべき書物石盤等を取り落
さざる様よ致すべし

第六條

學校へ昇るべき刻限を課業の始る刻限の十
分前たるべし

第七條

學校に至れば先づ扣所に入り行脚を我坐席
よ置き教師の差圖を待ちて教場に入るべし
決して高聲遊戯おど爲まべからず

第八條

教場に入りて席よ就くときハ教師に敬禮を
行ふべし

第九條

若事故ありて出校の刻限よ後れたるときは
其由を教師よ告げて差圖を受くべし

第十條

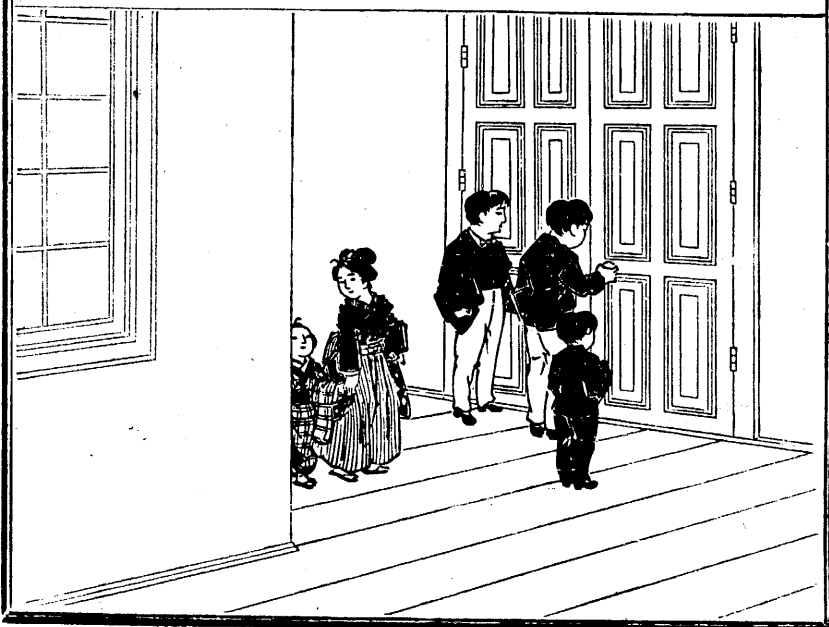
教を受るときは勿論總て我意我慢を出すべ
からず教場よて己の意を述べんと欲せば右の
手を揚げて其意を知らしめ教師の許可を受
けて後れたやかよ言すべし

第十一條

教師は告ずしてみ
だりに教場の出入
をおとべからず

第十二條

障子襖の開閉ハ静
にあし書物器械ハ
叮嚀は取扱ひ破損
せざる様又行厨ハ
静に食し人と湯茶



を争ひ或ハ衣服おど濡さぬ様注意すべし

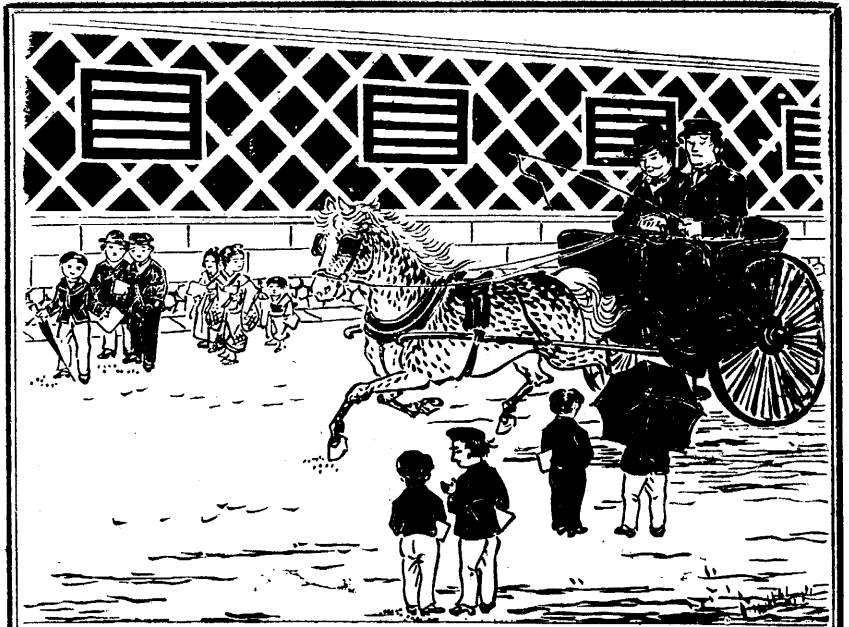
第十三條

教場は於て書籍石盤等を出し納れするとき
ハ響の他へ聞えざる様に注意し又壁塀其他
の物へ蹴書し又ハ外見雑談をおすべからず

第十四條

學校へ昇降も途中は於て遊び戯るべから
ず若車馬等を行逢ふときハ其通り過るを待
ち決して其前を馳過ぐべからず

第十五條



自宅へ歸りたるとき
 其他出するるとき
 其由を尊長に告
 げ敬禮をおもへし
 但學校より歸り
 たるときは必ず
 日課優劣表を尊
 長に示すべし
 第十六條
 雨天のときハ別

て傘はきものを取揃へ置き退校のとき
 紛失
 おき様注意すべし

第十七條

學文をおもとも身體健康からされハ其詮な
 かふべし常々左の條件を守りて自ら病を招
 くべからず

第一 課業畢る毎に體操場に出

運動をおもへし

第二 運動をおもとも奔走度

ぐべからず

第三 熱き湯茶

を強て飲むべ

からず

第四 字を寫し

算を學ぶに體

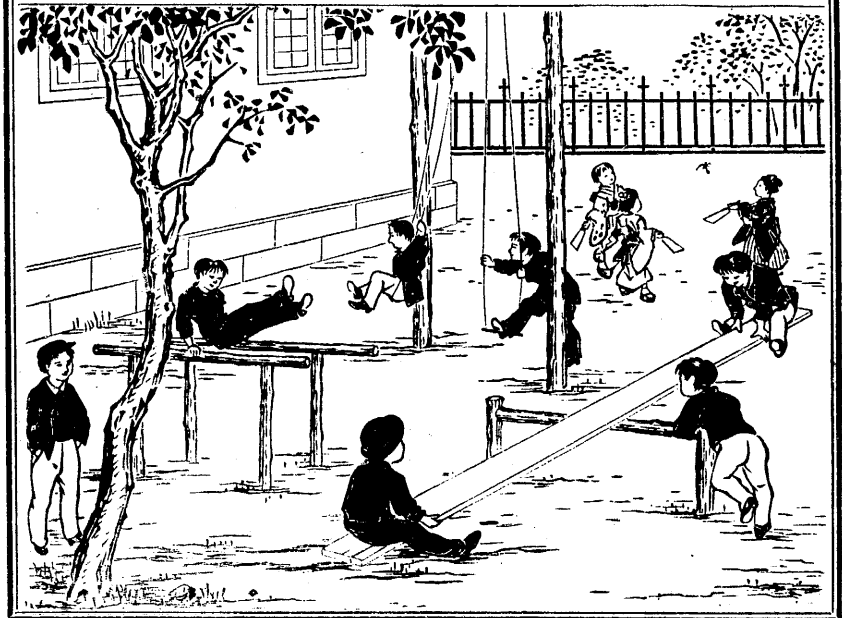
を曲げ脚を屈

むべからず

第五 雨天は傘

あくして歩行

すべからず



第六 冠物あくして炎天を冒し蹴

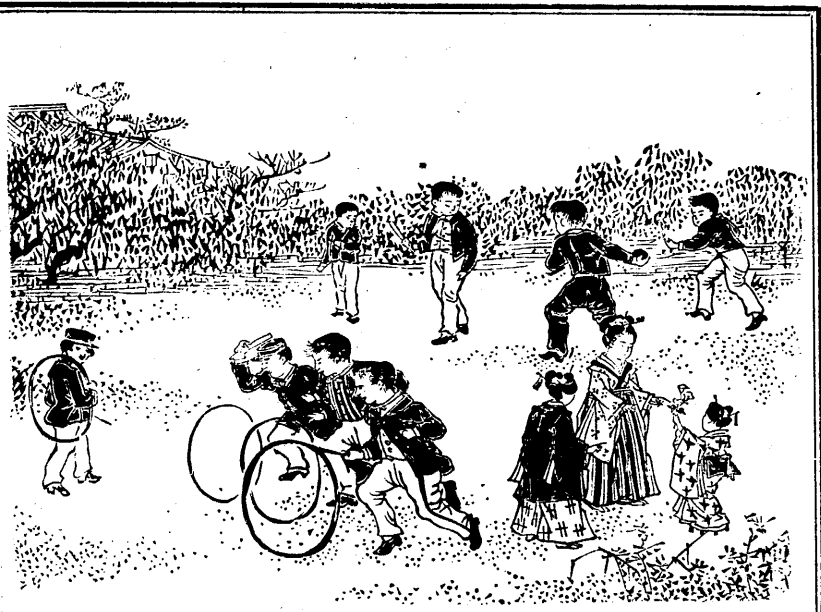
足よして雪中を行くべからず

第十八條

急よ覺えんとむるときは却て忘れ易きもの
あれば一事を覺えて後一事に移る様に心掛
くべし

第十九條

覺え惡きとて決して倦み怠るべからず怠ら
ず勉強するときは自然に覺ゆるものあり
但其日教を受しとてハ退校の後尊長の前



よて復讀を爲す
べし

第二十條

朋友と睦じく交り
決して不敬不遜の
振舞あるべからず
又人を誹謗せべか
らず

第二十一條

人より争ひを仕懸

ふとも決して之と争ふべからず其由を教師
に告て指示を受くべし

第二十二條

尊敬すべき人又ハ知己の人に出席ときハ帽
子を脱て敬禮をふもべし

小學生徒心得終

K110.1-9

明治九年十二月版備屈